

大分大学医学部附属病院災害マネジメント総合支援センター細則

令和6年2月28日制定 全部改正

令和6年医学部附属病院細則第1-3号

国立大学法人大分大学医学部附属病院災害対策室細則（平成25年医学部附属病院細則第1-7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学危機管理規程（平成21年規程第7号）第20条第2項及び大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第10条第6項の規定により、大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）の災害対策、事業継続計画（以下「BCP」という。）及び事業計画マネジメント（以下「BCM」という。）並びに保健医療福祉に関する支援を総合的に担いマネジメントを行うために設置する大分大学医学部附属病院災害マネジメント総合支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（業務）

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1） BCP及びBCM, 災害対策マニュアル並びにアクションカードの管理に関すること。
- （2） 医療救護班等の管理及び運営に関すること。
- （3） 災害時の支援調整に関すること。
- （4） 院内及び院外における訓練及び研修の企画及び運営に関すること。
- （5） 行政機関、医療機関等との連携に関すること。
- （6） 地域BCPの策定に関すること。
- （7） 災害救急医療に関するデータマネジメントに関すること。
- （8） その他災害マネジメントに関し必要な事項

（構成）

第3条 センターは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1） センター長
- （2） 副センター長
- （3） 主担当の教員 若干人
- （4） 病院長が指名する職員 若干人

（センター長）

第4条 センター長は、病院長の命を受け、センターの業務を掌理し、職員を指揮監督する。

（副センター長）

第5条 副センター長は、センター長の業務を補佐する。

2 副センター長は、センター長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。

(センター長補佐)

第6条 センター長が必要と認める場合は、センター長補佐を置くことができる。

2 センター長補佐は、センター長及び副センター長から指示を受け、業務を補佐する。

3 センター長補佐は、第3条第4号に規定する者のうちから、センター長が指名する者をもって充てる。

4 センター長補佐の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

5 センター長補佐に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門)

第7条 センターに、次の各号に掲げる部門を置く。

(1) コーディネート部門

(2) BCP部門

(3) データマネジメント部門

(部門長)

第8条 前条各号に規定する部門に、部門長を置く。

2 部門長は、第3条第2号又は第3号に規定する者のうちから、センター長が指名する者をもって充てる。

3 部門長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副部門長)

第9条 第7条各号に規定する部門に、副部門長を置くことができる。

2 副部門長は、第3条第3号又は第4号に規定する者のうちから、センター長が指名する者をもって充てる。

3 副部門長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 副部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営会議)

第10条 センターの運営に関する事項を審議するため、大分大学医学部附属病院災害マネジメント総合支援センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

(運営会議の構成)

第11条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 部門長

- (4) 副部門長
- (5) 高度救命救急センター長
- (6) 副看護部長 1人
- (7) 財務部経理課挾間調達室長
- (8) 財務部施設管理課長
- (9) 医学・病院事務部総務課長
- (10) 医学・病院事務部経営戦略課長
- (11) 医学・病院事務部医事課長
- (12) その他センター長が必要と認める者

2 前項第6号及び第12号の委員は、センター長が指名する。

3 第1項各号に掲げる者のほか、センター長補佐を置いている場合は、センター長補佐を委員として加える。

(運営会議の委員の任期)

第12条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第13条 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

2 議長は、運営会議を招集する。

3 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

(会議)

第14条 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第15条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより運営会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した委員とする。

3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について次の運営会議において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第16条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第17条 運営会議の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第18条 この細則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年医学部附属病院細則第1－10号）

この細則は、令和6年6月1日から施行する。